

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

「無効標本」を減らすために、ご協力をお願いします

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、内容を確認のうえ、信頼性が担保されるものを「有効標本」として集計し、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。

しかし、確認資料に不備がある場合などは、せっかくご協力いただいたデータも「無効標本」となり、集計に使用することができません。有効なデータを確保するためには、「無効標本」を減らすことが非常に重要です。

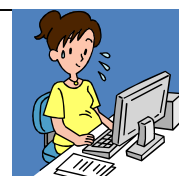
標本数の確保のためだけでなく、皆様のご協力を有効に活かすためにも、「無効標本」を減らすことにご理解とご協力をお願い申し上げます。

こんな理由で棄却されてしまいます!!（主な例）

就業規則に定める所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例) 作業日報、出勤簿等（過去 1 年分）等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週 40 時間以内になるようにしてください。

※おおむね 10 年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届出てください。

現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時 10 人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。